

# 松田町長選挙

☎ 町選挙管理委員会(総務課内) ☎ (83)1221

## 不在者投票

### ①郵便による投票

体に重度の障がいがある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の要件に該当する方に限る)または介護保険法の区分が要介護5の方は、町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などで不在者投票ができます。

ただし、郵便による不在者投票を希望する方は、用紙の請求期限である9月3日(水)までに申請が必要です。郵便等投票証明書の交付を受けていない方は至急ご連絡ください。

### ②滞在先(町外)の選挙管理委員会で投票

滞在地から、町の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙などの交付を受けたら、滞在地の選挙管理委員会へ持って行き、不在者投票してください。

なお、投票した投票用紙は滞在地から町選挙管理委員会に郵送されます。9月7日(日)午後8時までに必着ですので、手続きはお早めをお願いします。

### ③病院などでの投票

県の選挙管理委員会が指定した病院などに、入院・入所中の方が対象です。入院・入所先で申し込み、不在者投票してください。

## ●投票できる方

○平成19年9月8日までに生まれた方で、松田町に住所を有する方。

※最近、住所変更された方は、次の表によります

|                                                                     |                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ケース1</b><br><b>町外から転入した方</b><br>※選挙日当日まで引き続き町内に住所を有する方           | 転入届<br>令和7年6月1日以前 ➡ <b>投票できます</b><br>令和7年6月2日以降 ➡ <b>投票できません</b>                     |
| <b>ケース2</b><br><b>町内で住所を移した方</b>                                    | 転居届<br><b>投票できます</b><br>令和7年8月8日以前 ➡ <b>新住所地の投票所</b><br>令和7年8月9日以降 ➡ <b>旧住所地の投票所</b> |
| <b>ケース3</b><br><b>町外へ転出した(する)方</b><br>※転出する前であれば投票できますが、転出後は投票できません | 転出日<br>令和7年9月2日以前 ➡ <b>投票できません</b><br>令和7年9月3日以降 ➡ <b>(転出する前は)投票できます※</b>            |

## 選挙運動・政治活動 などに関するQ&A

立候補をお考えの方や、町民の方などから多くお問い合わせいただいている事項について、Q&Aを町公式サイトに掲載しましたので、次の二次元コードからご確認ください。

